

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年五月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字西原三九〇一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五ー二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前零時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時

(変更後) 午後十二時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後十時まで

(変更後) 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日

平成二十五年五月十一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五ー二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百五平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 七十四台
- イ 駐輪場の収容台数 二十四台
- ウ 荷さばき施設の面積 五十二平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 六十五・三立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後九時まで

二 届出年月日

平成二十五年五月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年五月二十八日から同年九月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課